

一般社団法人大阪府サッカー協会（以下、「OFA」という）が主催する事業については、以下の規定に沿って運営いたします。OFA の事業に参加（大会役員含む）する方は、本ガイドラインをご理解の上、ご参加くださいますようお願いいたします。

（目的）

本ガイドラインは、OFA が主催する全ての事業の円滑で安全な運営を確保し、且つ、参加者や大会役員等の安全を確保することを目的とする。また、参加者が OFA 主催事業に参加するにあたり OFA の方針を明確にすることを目的とする。

（定義）

用語の定義は、以下の通り定めるところによる。

1. 事業・・・OFA が主催するすべての試合、競技会、大会、フェスティバル、イベントをいう。
2. 施設・・・事業運営のために OFA が管理する競技場、グラウンド、その関連施設及び区域一切をいう。
3. 参加者・・・OFA が主催する事業に参加する個人（競技者、指導者、審判員、その他関係者等）・団体（チーム）をいう。
4. 大会役員・・・OFA が主催する事業を運営管理する大会役員、競技役員、運営役員、審判員、指導者、その他各種委員や補助員、OFA と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者をいう。

（ガイドラインの対象）

本ガイドラインは、OFA が主催する事業に参加するすべての者（参加者の保護者、観戦者、大会役員を含む）に適用される。

（OFA の帰属権利）

OFA が主催する事業における協賛販売権、公衆送信権、物品販売権、飲食販売権、写真・動画販売権は、OFA に帰属する。私的使用その他法律によって明示的に認められる範囲（個人で楽しまれる範囲：個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲）を超えて、OFA 及び OFA が認めた権利保有者の事前の許可なくして使用することはできない。

（プライバシーポリシー）

参加者は、OFA が主催する事業において参加者から提出される個人情報について、各事業で定めた目的においてのみ使用することに同意し、OFA は、目的以外には使用しないことを徹底し、厳正なる管理のもとに保管し、目的が達成したとき、すみやかに廃棄処分する。

（肖像の取り扱い）

OFA は、参加者の肖像の取り扱いについて、別途定めたガイドラインをもとに対応し、参加者は、

参加申込をした時点で承諾をしたものとする。また、参加者及び大会役員は他人（審判、選手、コーチ、スタッフ、観戦者、大会役員その他本人以外は一切の者を含む。以下同じ）の同意なく写真及び動画を撮影し、営利目的や肖像権の侵害となる行為はしてはならない。尚、OFA の事前の許可を得た場合はこの限りでなく、許可の基準及び手続きは、別途 OFA 及び各種委員会において定める。

（禁止行為）

参加者は、OFA が特に必要と認めた場合を除き、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. 鉄砲刀剣類、毒・劇物、薬物、油類、爆発物、発煙筒、爆竹、花火、火薬類その他の危険物又はそれに類するものを持ち込むこと、又は使用すること。
2. レーザーペン、ホイッスル等、事業の進行を妨害するおそれのある物品を持ち込むこと。
3. 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
4. 他人に対する暴力行為をすること。
5. 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を持ち込むこと、又は飛行させること。（施設外からの操作を含む）
6. 大型荷物等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。また、他人の観戦に支障を及ぼすおそれのある大型の物（ビッグフラッグ等）を持ち込み、使用して応援をすること。尚、OFA の事前の許可を得た場合はこの限りでなく、許可の基準及び手続きは、別途 OFA 主催事業の実施要項において定める。
7. 動物の類（介助犬・盲導犬・聴導犬を除く）を持ち込むこと。
8. 政治・思想・宗教・軍事的な主義、主張、観念を表示、若しくは連想させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等を持ち込み、又は設置、掲揚、着用、散布、貼付すること。
9. 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為をすること。また、公序良俗に反する発言又は行為をすること。
10. アルコール、薬物その他物質の影響により酩酊した状態で事業に参加する行為、又は施設においてこれらの影響により酩酊し、他人を脅迫、威圧、挑発する等著しく他人の行為等を阻害し、迷惑となり、又は他人の嫌悪の情を催させる物品を持ち込み、又は行為すること。（酩酊とは：アルコール等の影響により、正常な行為ができないおそれのある状態をいう）
11. 他人の名誉を棄損毀損、侮辱し、プライバシーを侵害する、又はそのおそれのある物品を持ちこみ、又は行為すること。
12. フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等事業の進行に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
13. 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
14. 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。
15. 面会を強要し又は居座ること。
16. 通行の妨害となる行為をすること。
17. 所定の場所以外で喫煙をすること。
18. 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪をすること。
19. 勧誘、演説、集会、街宣、布教、デモ等の円滑な運営を阻害するおそれのある行為をすること。

20. 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
21. 特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品（連想させるものを含む）を持ち込み、表示し、又は設置すること。
22. 営利目的や肖像権の侵害となるカメラやスマートフォン等による写真撮影及び動画撮影、インターネット配信、三脚等を含む大きな機材の使用、また事業運営を妨げる撮影行為をすること。
23. テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。
24. みだりに施設外で氣勢を上げ騒音を出すこと。
25. 法令（法律、条例等）及び事業や施設ごとに別途定める観戦ルール/マナーに記載される禁止行為及び記載事項に反する行為をすること。
26. 事業の運営又は進行を妨害し、他人に迷惑又は危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると大会役員が認める行為をすること。
27. その他 OFA が禁止する行為をすること。

（参加拒否、退場命令、物の没収）

1. 大会役員は、禁止行為に違反した者の参加を拒否し、施設からの退場を命じ、持ち込み禁止物の没収等必要な措置を講じることができる。
2. OFA は、本ガイドラインに違反した者の参加及び関与を拒否し、改善要請等必要な措置を講じることができる。
3. OFA は、第1項及び第2項に該当する者に対し、OFA が被った損害（当該者の違反行為を理由として OFA に科された制裁に起因して OFA が被った一切の損害を含む）の賠償を請求することができる。
4. OFA は、第1項及び第2項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される OFA 主催事業についての参加を拒否することができる。

（その他）

本ガイドラインに定めるもののほか、主催事業運営管理に関し必要な事項は各事業の実施要項に別に定める。

（附則）

2023年3月17日から実施。